

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文目次

関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）（第一条関係）	1
関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）	21
税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第三条関係）	29
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第四条関係）	34
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第五条関係）	35
関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五十三号）（第六条関係）	36
電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第七条関係）	48
消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第八条関係）	49
ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）（第九条関係）	50
電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第九十六号）（第十条関係）	51

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（省略）</p> <p>第五章 通関</p> <p>第一節（省略）</p> <p>第二節 輸出申告の特例（第五十九条の五 第五十九条の十九）</p> <p>第三節～第七節（省略）</p> <p>第五章の二～第九章（省略）</p> <p>附則</p> <p>（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第二条（省略）</p> <p>2 法第四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。</p> <p>一（省略）</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七二〇・一九号の一の(三)のAの(b)に掲げる物品</p> <p>3～5（省略）</p> <p>（外国貿易機の入港手続）</p> <p>第十三条（省略）</p> <p>2～4（省略）</p> <p>5 法第十五条第十項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 同上</p> <p>第五章 同上</p> <p>第一節 同上</p> <p>第二節 輸出申告の特例（第五十九条の五 第五十九条の十七）</p> <p>第三節～第七節 同上</p> <p>第五章の二～第九章 同上</p> <p>附則</p> <p>（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七二〇・一九号の一の(三)のAの(b)の(1)に掲げる物品</p> <p>3～5 同上</p> <p>（外国貿易機の入港手続）</p> <p>第十三条 同上</p> <p>2～4 同上</p>

更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一 予約者（法第十五条第十項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席の位置を示す番号（以下「座席番号」という。）、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項（変更登録等）に規定する旅行者をいう。以下同じ。）があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者（法第十五条第十項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

6 | 法第十五条第十一項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条第十項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時
- 二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条第十項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

(特殊船舶等の入港手続)

第十四条 (省 略)

257 (省 略)

8 法第十五条の三第四項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機(法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。)

()に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

9 法第十五条の三第五項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

(特殊船舶等の入港手続)

第十四条 同 上

257 同 上

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十六条の三 (省略)

2及び3 (省略)

4 法第十八条の二第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特殊航空機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合

二 (省略)

5及び6 (省略)

(不開港出入の許可の申請等)

第十八条 (省略)

2 (省略)

3 法第二十条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地
その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十六条の三 同上

2及び3 同上

4 同上

一 法第十八条の二第三項に規定する特殊航空機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合

二 同上

5及び6 同上

(不開港出入の許可の申請等)

第十八条 同上

2 同上

日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗

4 法第二十条第四項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第二十条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第二十条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

(特殊船舶等の不開港への入港手続)

第十八条の二 (省略)

2 7 (省略)

8 法第二十条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払

(特殊船舶等の不開港への入港手続)

第十八条の二 同上

2 7 同上

方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続きに関する事項 搭乗するための手続きをした時刻その他財務省令で定める事項

9 法第二十条の二第五項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第二十条の二第四項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第二十条の二第四項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

第五章 通関

第一節 総則

(輸出申告の手続)

第五十八条 輸出しようとする貨物についての法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならない。ただし、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品(外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第八条の二第一

第五章 同上

第一節 同上

(輸出申告の手続)

第五十八条 同上

項第一号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金屬に該当するものを除く。）であるときは、口頭で申告させることができる。

一～三（省 略）

四 輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等（法第六十

七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する保税地域等をいう。第五十九条の四及び第五十九条の七において同じ

。）の名称及び所在地

五（省 略）

第五十九条の三 削除

（輸入申告の手続の特例）

第五十九条の四 法第六十七条の二第二項第一号（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定により、貨物を保税地域等に入れないう輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船

一～三（省 略）

四 貨物の蔵置場所

五 同上

（輸入に際し課税標準の申告が必要となる特例申告貨物等に係る規定）

第五十九条の三 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）及び第六十七条の二第一項第二号（輸出申告又は輸入申告の時期）に規定する政令で定める規定は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この条及び第六十一条第一項第二号において「メキシコ協定」という。）第五条一（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）とする。

（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）

第五十九条の四 法第六十七条の二第二項第一号（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定により、貨物を保税地域等（保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。）に入れないう輸出申告又は輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 これらの申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船

<p>に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>二 輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ又はこれに類する船舶（以下「はしけ等」という。）に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合</p> <p>三 （省 略）</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入れる前に輸入申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 前項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、<u>外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況</u></p> <p>三 （省 略）</p> <p>四 （省 略）</p> <p>3 法第六十七条の二第二項第二号の規定による輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。</p>	<p>易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>二 これらの申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ又はこれに類する船舶に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合</p> <p>三 同 上</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入れる前にこれらの申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合</p> <p>2 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 前項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、<u>船舶又ははしけの名称及び係留場所並びに船舶又ははしけにおける貨物の積付けの状況</u></p> <p>三 同 上</p> <p>四 同 上</p> <p>3 法第六十七条の二第一項第二号の規定による輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。</p>
<p>第二節 輸出申告の特例</p>	<p>第二節 同 上</p>

(特定輸出申告の申告事項等)

第五十九条の五 法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受ける法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出申告(同項第一号に規定する特定輸出者に係るものに限る。)に係る第五十八条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受けることを希望する旨及び次の各号」と、「省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品(外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第八条の二第一項第一号(支払手段等の輸出入の届出)に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。)であるときは、口頭で申告させる」とあるのは「省略させる」と、同条第四号中「輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等(法第六十七条の二第一項(輸出申告又は輸入申告の手続)に規定する保税地域等をいう。第五十九条の四及び第五十九条の七において同じ。)(の名称及び所在地」とあるのは「貨物が置かれている場所及び貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地」とする。

2) 4 (省略)

(外国貿易船に準ずる船舶)

第五十九条の六 法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める船舶は、はしけ等とする。

(貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告をすることの承認の手続)

第五十九条の七 法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)の規定

(特定輸出申告の申告事項等)

第五十九条の五 法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受ける法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出申告(同項第一号に規定する特定輸出者に係るものに限る。)に係る第五十八条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の二第一項(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定の適用を受けないことを希望する旨及び次の各号」と、「省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品(外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第八条の二第一項第一号(支払手段等の輸出入の届出)に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。)であるときは、口頭で申告させる」とあるのは「省略させる」とする。

2) 4 同上

による税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 輸出申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出の許可を受けるために当該貨物を保税地域等に入れることが不相当と認められる場合に限る。次号において同じ。）

二 輸出申告に係る貨物の外国貿易船に対する積み込みの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合

2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 貨物の記号、番号、品名及び数量

二 外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三 当該承認を受けようとする理由

四 その他参考となるべき事項

（輸出申告の特例を適用しない貨物の指定）

第五十九条の八（省略）

（貨物確認書の記載事項）

第五十九条の九 法第六十七条の三第四項（輸出申告の特例）に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（輸出申告の特例を適用しない貨物の指定）

第五十九条の六 同上

（貨物確認書の記載事項）

第五十九条の七 同上

一～三 (省略)

四 特定製造貨物輸出者(法第六十七条の十三第二項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。第五十九条の十六第一項第二号及び第四項において同じ。)の住所又は居所及び氏名又は名称
五及び六 (省略)

(特定輸出者の承認の申請の手続等)

第五十九条の十 法第六十七条の三五項(輸出申告の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一及び二 (省略)

三 法第六十七条の六第一号イからチまで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

四 (省略)

2 前項の申請書には、法第六十七条の六第三号の規則を添付しなければならない。

3～5 (省略)

(特例輸出貨物の廃棄の届出等)

第五十九条の十一 第二十九条の規定は法第六十七条の五(特例輸出貨物の亡失等の届出)において準用する法第三十四条本文(外国貨物の廃棄)の規定による届出について、第三十八条の二の規定は法第六十七条の五において準用する法第四十五条第三項(許可を受けたる者の関税の納付義務等)の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条中「廃棄しようとする貨物」とあるのは「廃棄しようとする貨物に係る輸出の許可書の番号、当該貨物」と、第三十八条の二第一号中「外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「外国貨物に係る輸出の

一～三 同上

四 特定製造貨物輸出者(法第六十七条の十三第二項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。第五十九条の十四第一項第二号及び第四項において同じ。)の住所又は居所及び氏名又は名称
五及び六 同上

(特定輸出者の承認の申請の手続等)

第五十九条の八 同上

一及び二 同上

三 法第六十七条の四第一号イからチまで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

四 同上

2 前項の申請書には、法第六十七条の四第三号の規則を添付しなければならない。

3～5 同上

許可書の番号」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第五十九条の十二 特定輸出者は、帳簿を備え付けて、これに特定輸出貨物(法第六十七条の八第一項(帳簿の備付け等)に規定する特定輸出貨物をいう。以下この条及び第五十九条の十五において同じ。)について当該特定輸出貨物の品名、数量及び価格、仕向人の氏名又は名称並びに当該特定輸出貨物に係る輸出の許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第六十七条の八第一項に規定する政令で定める書類は、特定輸出貨物に係る契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類、当該特定輸出貨物が法第七十条第一項又は第二項(証明又は確認)に規定する貨物に該当する場合にあつては、同条第一項に規定する許可、承認等を受けている旨を証明する書類又は同条第二項に規定する検査の完了若しくは条件の具備を証明する書類その他特定輸出貨物の性質及び形状を明らかにする書類とする。

3～5 (省 略)

6 第四条の十二第七項の規定は、法第六十七条の八第二項の規定において特定輸出者について電子帳簿保存法の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えについて準用する。

(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手續)

第五十九条の十三 第四条の十三の規定は、法第六十七条の九(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出)の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の十三第一号

(帳簿の記載事項等)

第五十九条の九 特定輸出者は、帳簿を備え付けて、これに特定輸出貨物(法第三十条第一項第五号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)について当該特定輸出貨物の品名、数量及び価格、仕向人の氏名又は名称並びに当該特定輸出貨物に係る輸出の許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)に規定する政令で定める書類は、特定輸出貨物に係る契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類、当該特定輸出貨物が法第七十条第一項又は第二項(証明又は確認)に規定する貨物に該当する場合にあつては、同条第一項に規定する許可、承認等を受けている旨を証明する書類又は同条第二項に規定する検査の完了若しくは条件の具備を証明する書類その他特定輸出貨物の性質及び形状を明らかにする書類とする。

3～5 同上

6 第四条の十二第七項の規定は、法第六十七条の六第二項の規定において特定輸出者について電子帳簿保存法の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えについて準用する。

(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手續)

第五十九条の十 第四条の十三の規定は、法第六十七条の七(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出)の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の十三第一号中

中「特例輸入者」とあるのは「特定輸出者」と、同条第二号中「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」と、同条第三号中「第七条の二第一項」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号」と読み替えるものとする。

（承認の取消しの手続）

第五十九条の十四 第四条の十四の規定は、法第六十七条の十一（承認の取消し）の規定により法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を取り消した場合について準用する。

（技術的読替え等）

第五十九条の十五 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十二の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）」と、同表の第四十八条の二第三項及び第五項の項中「（許可の要件）」とあるのは「（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号（承認の要件）」とあるのは「第六十七条の六各号（承認の要件）のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と、第四十八条の二第四項の項中「特例輸入者に係る貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の十第一項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十二

「特例輸入者」とあるのは「特定輸出者」と、同条第二号中「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」と、同条第三号中「第七条の二第一項」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号」と読み替えるものとする。

（承認の取消しの手続）

第五十九条の十一 第四条の十四の規定は、法第六十七条の九（承認の取消し）の規定により法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を取り消した場合について準用する。

（技術的読替え等）

第五十九条の十二 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）」と、同表の第四十八条の二第三項及び第五項の項中「（許可の要件）」とあるのは「（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号（承認の要件）」とあるのは「第六十七条の四各号（承認の要件）のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と、第四十八条の二第四項の項中「特例輸入者に係る貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の八第一項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十に

において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「保税蔵置場」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「保税蔵置場」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

（特定輸出貨物の廃棄の届出等）

第五十九条の十三 第二十九条の規定は法第六十七条の十二（特定輸出貨物の亡失等の届出）において準用する法第三十四条本文（外国貨物の廃棄）の規定による届出について、第三十八条の二の規定は法第六十七条の十二において準用する法第四十五条第三項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条中「廃棄しようとする貨物」とあるのは「廃棄しようとする貨物に係る輸出の許可書の番号、当該貨物」と、第三十八条の二第一号中「外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「外国貨物に係る輸出の許可書の番号」と読み替えるものとする。

<p>(認定製造者の認定の申請の手続等)</p> <p>第五十九条の十六 (省略)</p> <p>2) 6 (省略)</p>	<p>(認定製造者の認定の申請の手続等)</p> <p>第五十九条の十四 同上</p> <p>2) 6 同上</p>
<p>(認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出の手続)</p> <p>第五十九条の十七 (省略)</p>	<p>(認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出の手続)</p> <p>第五十九条の十五 同上</p>
<p>(認定の取消しの手続)</p> <p>第五十九条の十八 (省略)</p>	<p>(認定の取消しの手続)</p> <p>第五十九条の十六 同上</p>
<p>(技術的読替え等)</p> <p>第五十九条の十九 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(技術的読替え等)</p> <p>第五十九条の十七 同上</p> <p>2 同上</p>
<p>第三節 提出書類及び検査手続</p> <p>(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)</p> <p>第六十一条 法第六十八条第二項(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六項において「シンガポール協定」という。))、経済上の連携の強化に関する日本国と</p>	<p>第三節 同上</p> <p>(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)</p> <p>第六十一条 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六項において「シンガポール協定」という。))、メキシコ協定、経済上の連携に関する</p>

メキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定又は経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ及びロ（省 略）

2）8（省 略）

（税関事務管理人を定めることを要しない手続）

第八十五条 法第九十五条第四項（税関事務管理人）に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

- 一 法第七条第三項（申告）の規定に基づく手続並びに法第十五条（入港手続）、第十五条の三（特殊船舶等の入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第十八条の二（特殊船舶等の入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十条の二（特殊船舶の不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）及び第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定（これらの規定が法第二十七条（船長又は機長の職務代行者

日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定又は経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ及びロ 同上

2）8 同上

（税関事務管理人を定めることを要しない手続）

第八十五条 法第九十五条第四項（税関事務管理人）に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

- 一 法第七条第三項（事前教示）の規定に基づく手続並びに法第十五条（入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚げ）、第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）及び第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定（これらの規定が法第二十七条（船長又は機長の職務代行者）の規定により適用される場合を含む。）に基づく手続

）の規定により適用される場合を含む。）に基づく手続
二及び三（省略）

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の二第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）及び第六十九条の十九（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可

二及び三（同上）

（税関長の権限の委任）

第九十二条 同上

一 同上

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可

（）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五、第六十七條の十二及び第六十七條の十八において準用する場合を含む。）の規定、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定、法第五十四条（承認の取消し等）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）第六十三条の三第二項（承認の手続等）第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）第六十三条の七第二項（承認の失効）及び第六十三条の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）第六十七條の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七條の十一（承認の取消し）の規定、法第六十七條の十三第一項（製造者の認定）第六十七條の十五（認定製

）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五、第六十七條の十及び第六十七條の十八において準用する場合を含む。）の規定、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定、法第五十四条（承認の取消し等）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）第六十三条の三第二項（承認の手続等）第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）第六十三条の七第二項（承認の失効）及び第六十三条の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七條の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）第六十七條の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七條の九（承認の取消し）の規定、法第六十七條の十三第一項（製造者の認定）第六十七條の十五（認定製造者

造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七條の十七第一項（認定の取消し）の規定、法第六十九條の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九條の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九條の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九條の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九條第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九條の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）、第七十九條の四第二項（認定の失効）並びに第七十九條の五第一項（認定の取消し）の規定

ロ（省 略）

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（法第七條の二第一項、第七條の十及び第七條の十二を除く。）、法第五章（運送）（法第六十三條の二第一項、第六十三條の三第二項、第六十三條の六、第六十三條の七第二項及び第六十三條の八第一項を除く。）及び法第六章（通関）（法第六十七條の三第一項、第六十七條の九、第六十七條の十一、第六十七條の十三第一項、第六十七條の十五、第六十七條の十七第一項、第六十九條の四（第四項を除く。）、第六十九條の五、第六十九條の十三（第四項を除く。）及び第六十九條の十四を除く。）の規定

ロ及びハ（省 略）

2 税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号イ及びロに掲げる規定以外の規定に基づく権限で同項第二号に掲げる権限以外の

の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七條の十七第一項（認定の取消し）の規定、法第六十九條の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九條の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九條の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九條の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九條第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九條の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）、第七十九條の四第二項（認定の失効）並びに第七十九條の五第一項（認定の取消し）の規定

ロ 同上

二 同上

イ 法第二章（法第七條の二第一項、第七條の十及び第七條の十二を除く。）、法第五章（運送）（法第六十三條の二第一項、第六十三條の三第二項、第六十三條の六、第六十三條の七第二項及び第六十三條の八第一項を除く。）及び法第六章（通関）（法第六十七條の三第一項、第六十七條の七、第六十七條の九、第六十七條の十三第一項、第六十七條の十五、第六十七條の十七第一項、第六十九條の四（第四項を除く。）、第六十九條の五、第六十九條の十三（第四項を除く。）及び第六十九條の十四を除く。）の規定

ロ及びハ 同上

2 税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号イ及びロに掲げる規定以外の規定に基づく権限で同項第二号に掲げる権限以外の

もの（同項第一号の規定により同号に掲げる税関支署の長に委任されるものを含む。）の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関官署の長に委任し、又は同項第一号若しくは第二号の規定によりこれらの号に掲げる税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

3～5 (省略)

別表第一

香	香	都	道	府	県
川	川				
		多	詫	港	
		度	間	名	
		津			

もの（同項第一号の規定により同号に掲げる税関支署の長に委任されるものを含む。）の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関官署の長に委任し、又は同号の規定により当該税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

3～5 同上

香	都
川	道
	府
	県
	港
詫	名
間	

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）

第四条 法の別表第一第二七・一・一の(一)のCに規定する政

令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。

一及び二（省略）

（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）

第五条 法の別表第一第二七・一・一の(一)のBの(2)及び(3)並

びに第二七・一・一九号の(一)のBの(2)及び(3)に規定する政令で

定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジ

エン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂とする。

（石油製品の混合）

第六条 法の別表第一第二七・一・一九号の(一)のAの(b)に規定す

る政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製

品を混合して得られた重油又は原油は、関税法（昭和二十九年法律

第六十一号）第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税

作業により、本邦に到着した関税定率法（明治四十三年法律第五十

四号）別表（以下「関税率表」という。）第二七・一・一の(一)

の(三)及び第二七・一・一九号の(一)の(二)に掲げる軽油に該当する石油

製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超えない

数量の関税納付済みの石油製品を混合して得られたものとする。

（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）

第四条 法の別表第一第二七・一・一の(一)のCの(1)に規定す

る政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。

一及び二 同 上

（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）

第五条 法の別表第一第二七・一・一の(一)のBの(2)の(1)及び

(3)の(1)並びに第二七・一・一九号の(一)のBの(2)の(1)及び(3)

に規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、

ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹

脂とする。

（石油製品の混合）

第六条 法の別表第一第二七・一・一九号の(一)のAの(b)の(1)に規

定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石

油製品を混合して得られた重油又は原油は、関税法（昭和二十九年

法律第六十一号）第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する

保税作業により、本邦に到着した関税定率法（明治四十三年法律第

五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第二七・一・一の(一)

の(三)及び第二七・一・一九号の(一)の(二)に掲げる軽油に該当する

石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超え

ない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得られたものとする。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。))がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。)に係る数量として、同法第二百一条第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成二十三年度までの各年度における輸入数量を算出する場合には、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなければなかったものがあるときは、当該適用をしなければなかったものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 (省 略)

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。)に係る数量として、同法第二百一条第一号(統計の作成)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成二十二年まで各年度における輸入数量を算出する場合には、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなければなかったものがあるときは、当該適用をしなければなかったものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 同 上

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 同 上

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税につ
いての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

- 一 別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五
・ 五項に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日まで
に輸入されるもの（第四号に掲げるものを除く。）

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品
であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

- イ 関税率表第七六・九号に掲げる物品のうちごぼう、同
表第七九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第
七二・九号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第九
一・一・一号の二の（二）に掲げる物品、同表第二二一・九号
の四に掲げる物品（びやくだん及びはとむぎ以外のものに限る
。）（一）、同表第一六四・一一号に掲げる物品（気密容器入りの
もの以外のものに限る。）（一）、同表第一六四・一五号に掲げる
物品、同表第一六四・一九号に掲げる物品（節類以外のもの
に限る。）（一）、同表第一六五・一・一号の二に掲げる物品（米を
含むもの以外のものに限る。）（一）、同表第一六五・九号の二
の（三）に掲げる物品のうちあわび及び帆立貝以外の軟体動物（気
密容器入りのもの以外のものに限る。）並びに帆立貝、同表第
二一・九号の二の（五）に掲げる物品のうちしじょうが並びに

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税につ
いての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

- 一 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六
四・一九号に掲げる物品（うなぎのもの及び節類以外のもの
に限る。）（一）、同表第一六五・九号の二の（三）に掲げる物品のうち
軟体動物のもの（あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容
器入りのもの以外のものに限る。）（一）、同表第二八三六・二号の
一に掲げる物品、同表第六九一二・一号に掲げる物品、同表第
七四九・三一号に掲げる物品、同表第八二二三・一号に掲げ
る物品、同表第八二五・九九号に掲げる物品、同表第九一三
・一一号に掲げる物品、同表第九一三・一九号の一に掲げる物
品及び同表第九四四・九号に掲げる物品であつて、平成二十
三年三月三十一日までに輸入されるもの

同表第二二一六・号の二の(□)のBの(b)に掲げる物品

□ 関税率表第二七・四項、第二八・九項、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八・三五項、第二八・三九項、第二八・四一項、第二八・四三項、第二八・四九項、第二九・四項、第二九・三八項、第三六・四項、第三八・一項、第三八・二項、第三八・六項、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九・二四項、第三九・二六項、第四四・一二項、第四四・一九項から第四四・二一七項まで、第四六・一項、第四六・二項、第五一・七項、第五五・一三項、第五六・七項、第五六・八項、第五七・二項、第五七・三項、第五七・五項、第五八・六項、第六二・一三項、第六二・一四項、第六二・一六項、第六二・一七項、第六三・一項から第六三・七項まで、第六五・五項、第六五・六項、第六六・一項、第六七・二項、第六九・二項、第六九・七項、第六九・八項、第六九・一項、第六九・二項、第七一・一六項、第七四・六項、第七四・一一項、第七六・七項、第七九・七項、第八一・四項、第八一・一項、第八一・一一項、第八二・一一項、第八二・一三項、第八二・一五項、第八三・一項、第八三・二項、第八三・六項、第八五・四四項、第九・三項、第九・九四・四項、第九四・五項、第九五・三項、第九五・五項から九五・七項まで、第九六・三項、第九六・八項、第九六・一三項又は第九六・一七項に掲げる物品(法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。)

三

別表第一の第一一五号に掲げる国を原産地とする関税率表第二

一・一一号の二の(□)に掲げる物品であつて、平成二十六年三

月三十一日までに輸入されるもの

四 (省 略)

五 (省 略)

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第十四号、第二二号、第二三号、第三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号から第八二号まで、第八六号、第八七号、第九九号から第一一号まで、第一四号、第一九号、第一一一号、第一一三号、第一一六号、第一一七号、第一二二号、第一三一号から第一三三号まで、第一三七号、第一四号、第一四一号、第一五号及び第一五二号から第一五四号までに掲げる国とする。

(原産地証明書の提出)

第二十八条 前条第一項の場合においては、その証明に係る物品についての輸入申告(蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ。)又は関税法第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し原産地証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその際に提出することができないことについて税関長の承認を受けたとき、又はその際に提出することができないことについて、当該物品につき同法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

二 同上

三 同上

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第十四号、第二二号、第二三号、第三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号から第八二号まで、第八六号、第八七号、第九九号から第一一号まで、第一四号、第一九号、第一一一号、第一一三号、第一一六号、第一一七号、第一二二号、第一三一号から第一三三号まで、第一三七号、第一四号、第一四一号、第一五号及び第一五二号から第一五四号までに掲げる国とする。

(原産地証明書の提出)

第二十八条 前条第一項の場合においては、その証明に係る物品についての輸入申告(法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ。)又は関税法第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し原産地証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその際に提出することができないことについて税関長の承認を受けたとき、又はその際に提出することができないことについて、当該物品につき同法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(簡易手続の対象となる郵便物)

第三十一条の二 法第八条の四第一項に規定する政令で定めるものは

第三十二条 削除

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十四条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一〇十二 (省略)

十三 法の別表第一第二七一・一一号の一の(一)のCに掲げる揮発油

十四 法の別表第一第二七一・一一号の一の(二)のBの(2)及び第二七一・一九号の一の(一)のBの(2)に掲げる灯油

十五 法の別表第一第二七一・一一号の一の(三)及び第二七一・一九号の一の(二)に掲げる軽油

十六 法の別表第一第二七一・一九号の一の(三)のAの(b)に掲げる重油及び粗油

十七 法の別表第一第七八・九一号の一及び第七八・九九号の二の(一)に掲げる鉛の塊(課税価格が一キログラムにつき百六十五円三十七銭を超えるものに限る。)

2 (省略)

、関税法施行令第二条第五項各号(課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物)に掲げる郵便物とする。

(輸入額等の公告)

第三十二条 財務大臣は、法第八条の四第一項に規定する特定特惠鉱工業産品等について、法第八条の四第三項の規定により算出した毎月末における輸入額等を翌月末日までに官報で公告するものとする。この場合において、法第八条の四第一項後段の規定が適用される見込みのある特惠受益国等があるときは、当該特惠受益国等からの輸入額等を併せて公告するものとする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十四条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一〇十二 同上

十三 法の別表第一第二七一・一一号の一の(一)のCの(1)に掲げる揮発油

十四 法の別表第一第二七一・一一号の一の(二)のBの(2)の(一)及び第二七一・一九号の一の(一)のBの(2)の(一)に掲げる灯油

十五 法の別表第一第二七一・一一号の一の(三)の(1)及び第二七一・一九号の一の(二)の(1)に掲げる軽油

十六 法の別表第一第二七一・一九号の一の(三)のAの(b)の(1)に掲げる重油及び粗油

十七 同上

2 同上

別表第一（第二十五条関係）

番号	国又は地域名
一	（省略）
二四	（省略）
二五	削除
二六	（省略）
九	（省略）
九一	削除
九二	（省略）
一七	（省略）
一八	削除
一九	（省略）
一五五	（省略）

別表第二（第二十六条関係）

一、四（省略）

- 五 関税率表第六四・三項、第六四・四項又は第六四・五・一
号の一若しくは二若しくは第六四・五・九号の一に掲げる物
品
- 六 関税率表第六五・一項又は第六五・五・九号に掲げる物品

別表第一（第二十五条関係）

番号	国又は地域名
一	同上
二四	同上
二五	オマーン
二六	同上
九	同上
九一	トリニダード・トバゴ
九二	同上
一七	同上
一八	バルバドス
一九	同上
一五五	同上

別表第二（第二十六条関係）

一、四 同上

- 五 関税率表第一一部に掲げる物品（関税率表第五一・八項から
第五一・一二項までに該当するろつけつ染めした綿織物（手工業
によりろつけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政
府代行機関により証明されているものに限る。）を除く。）
- 六 同上
- 七 同上

七| 関税率表第九五・三項に掲げる物品

八| 同上

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）</p> <p>第二条 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）又は法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の規定による許可を受ける者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る保税蔵置場又は保税展示場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。ただし、関税定率法（以下「定率法」という。）別表若しくは関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の税率が無税（定率法第十二条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを置く保税蔵置場又は法第五十六条第三項（保税工場の許可）の規定により保税工場の一部の場所につき併せて許可を受ける保税蔵置場の手数料の額は、その二分の一に相当する額とし、定率法別表第四・〇三項から第四四・一三項までに掲げる木材のみを置く水面の保税蔵置場の手数料の額は、その五分の一に相当する額とする。</p> <p>一 五百平方メートル未満 九千五百円（当該許可を受ける者が電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用することのできる者として財務大臣が定める者（以下「指定者」という。）である場合にあつては、九千四百円）</p>	<p>（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>一 千平方メートル未満 二万三百円</p>

二 五百平方メートル以上千平方メートル未満 一万二千二百円
三 千平方メートル以上二千平方メートル未満 一万六千四百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、一万六千二百円）

四 二千平方メートル以上三千五百平方メートル未満 二万八千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万七千七百円）

五 三千五百平方メートル以上七千平方メートル未満 二万七千三百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万七千七百円）

六 七千平方メートル以上一万五千平方メートル未満 三万二千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、三万二千六百円）

七 一万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満 四万二千四百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万二千八百円）

八 二万五千平方メートル以上三万五千平方メートル未満 五万四千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万四千四百円）

九 三万五千平方メートル以上五万平方メートル未満 六万三千三百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万二千九百円）

十 五万平方メートル以上七万平方メートル未満 七万六千円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、七万五千四百

二 千平方メートル以上二千平方メートル未満 三万五百円（当該許可を受ける者が電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用することのできる者として財務大臣が定める者（以下「指定者」という。）である場合にあつては、三万四百円）

三 二千平方メートル以上三千五百平方メートル未満 四万七千七百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万六千六百円）

四 三千五百平方メートル以上七千平方メートル未満 五万九千九百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万八千八百円）

五 七千平方メートル以上一万五千平方メートル未満 六万九千九百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万九千四百円）

六 一万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満 七万八千四百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、七万八千二百円）

七 二万五千平方メートル以上三万五千平方メートル未満 十万二千四百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十万二千七百円）

八 三万五千平方メートル以上五万平方メートル未満 十一万七千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十一万七千四百円）

九 五万平方メートル以上七万平方メートル未満 十四万三千三百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十四万二千

円)

十一 七万平方メートル以上 八万八千七百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、八万八千円）

2 前項の手数料の額は、保税蔵置場又は保税展示場において法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）に規定する許可又は法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）若しくは法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る税関の事務（第四項第一号及び次条第三項第一号において「特定税関事務」という。）を行う場合においては、前項の規定による額の二倍に相当する額（その額が同項の規定による額と当該事務を行うため関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二十九条の三（税関職員の派出の申請）の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数を五万六千九百円に乘以て得た額（第四項第一号、次条第三項第一号並びに第十三条の五第二項及び第三項において「派出費用相当額」という。）との合計額に満たないときは、当該合計額）とする。

3及び4 （省 略）

（保税工場の許可手数料）

第三条 法第五十六条第一項（保税工場の許可）の規定による許可を受ける者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る保税工場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。

一 二千五百平方メートル未満 六千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六千七百円）

二 二千五百平方メートル以上五千平方メートル未満 九千五百円

円)

十一 七万平方メートル以上 十六万四千九百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十六万四千五百円）

2 前項の手数料の額は、保税蔵置場又は保税展示場において法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）に規定する許可又は法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）若しくは法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る税関の事務（第四項第一号及び次条第三項第一号において「特定税関事務」という。）を行う場合においては、前項の規定による額の二倍に相当する額（その額が同項の規定による額と当該事務を行うため関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二十九条の三（税関職員の派出の申請）の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数を八万八千二百円に乘以て得た額（第四項第一号、次条第三項第一号並びに第十三条の五第二項及び第三項において「派出費用相当額」という。）との合計額に満たないときは、当該合計額）とする。

3及び4 同 上

（保税工場の許可手数料）

第三条 同 上

一 一万平方メートル未満 二万三百円

(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、九千四百円)

三 五千平方メートル以上一万平方メートル未満 一万三千六百円

(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、一万三千五百円)

四 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 二万二千八百円)

当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万二千七百円)

五 二万平方メートル以上四万平方メートル未満 三万二千八百円

(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、三万二千六百円)

六 四万平方メートル以上七万平方メートル未満 四万二千二百円)

当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万二千八百円)

七 七万平方メートル以上 五万四千八百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万四千四百円)

2及び3 (省 略)

(総合保税地域の許可手数料)

第四条 法第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定による許可を受ける者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る総合保税地域の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額(許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額)とする。

一 一万平方メートル未満 二万五千五百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万五千三百円)

二 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 三万五千三百円

二 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 四万七百元(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万六百元)

三 二万平方メートル以上四万平方メートル未満 六万九百元(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万九百元)

四 四万平方メートル以上七万平方メートル未満 七万八千四百円

(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、七万八千二百円)

五 七万平方メートル以上 十万二千元(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十万千七百円)

2及び3 (同 上)

(総合保税地域の許可手数料)

第四条 同 上

一 一万平方メートル未満 四万七千五百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万七千三百円)

二 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 六万五千八百円

2 (省 略)	<p>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>三万五千百円</u>)</p> <p>三 <u>二万平方メートル以上四万平方メートル未満</u> <u>五万三千百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>五万二千八百円</u>)</p> <p>四 <u>四万平方メートル以上七万平方メートル未満</u> <u>六万四千七百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>六万四千二百円</u>)</p> <p>五 <u>七万平方メートル以上十三万平方メートル未満</u> <u>七万七千四百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>七万六千八百円</u>)</p> <p>六 <u>十三万平方メートル以上二十五万平方メートル未満</u> <u>九万三千百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>八万九千六百円</u>)</p> <p>七 <u>二十五万平方メートル以上五十万平方メートル未満</u> <u>十万三千二百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>十万二千四百円</u>)</p> <p>八 <u>五十万平方メートル以上百万平方メートル未満</u> <u>十一万六千六百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>十一万五千二百円</u>)</p> <p>九 <u>百万平方メートル以上</u> <u>十二万九千円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>十二万八千円</u>)</p>
2 同上	<p>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>六万五千六百円</u>)</p> <p>三 <u>二万平方メートル以上四万平方メートル未満</u> <u>九万八千九百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>九万八千五百円</u>)</p> <p>四 <u>四万平方メートル以上七万平方メートル未満</u> <u>十二万三百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>十二万円</u>)</p> <p>五 <u>七万平方メートル以上十三万平方メートル未満</u> <u>十四万三千九百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>十四万三千五百円</u>)</p> <p>六 <u>十三万平方メートル以上二十五万平方メートル未満</u> <u>十六万八千円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>十六万七千五百円</u>)</p> <p>七 <u>二十五万平方メートル以上五十万平方メートル未満</u> <u>十九万二千円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>十九万五千五百円</u>)</p> <p>八 <u>五十万平方メートル以上百万平方メートル未満</u> <u>二十一万六千二百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>二十一万五千五百円</u>)</p> <p>九 <u>百万平方メートル以上</u> <u>二十四万三百円</u>(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、<u>二十三万九千五百円</u>)</p>

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（税関長の権限の委任） 第三十条（省 略） 2 税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号に掲げる権限の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関官署の長に委任し、又は同項第一号若しくは第二号の規定によりこれらの号に掲げる税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。</p> <p>3 5（省 略）</p>	<p>（税関長の権限の委任） 第三十条 同 上 2 税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号に掲げる権限の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関官署の長に委任し、又は同号の規定により当該税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。</p> <p>3 5 同 上</p>

租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（引取りに係る石油製品等の免税の手続等） 第四十八条の六 法第九十条の四第一項の承認を受けて石油製品等（同項に規定する石油製品等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）を保税地域から引き取るうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。 一 七（省略）</p> <p>2 法第九十条の四第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める石油化学製品は、<u>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）</u> 第四条各号に掲げる物品とする。</p> <p>3 法第九十条の四第一項第三号に規定する政令で定める石油化学製品は、<u>関税暫定措置法施行令第五条</u>に規定する物品とする。</p> <p>4 法第九十条の四第一項第四号に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得た重油及び粗油は、<u>関税暫定措置法施行令第六条</u>に規定する物品とする。</p> <p>5 （省略） 一 五（省略）</p> <p>6 （省略） 一 三（省略）</p> <p>7 （省略） 一 五（省略）</p>	<p>（引取りに係る石油製品等の免税の手続等） 第四十八条の六 法第九十条の四第一項の承認を受けて石油製品等（同項に規定する石油製品等をいう。以下この項及び第五項において同じ。）を保税地域から引き取るうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。 一 七 同 上</p> <p>2 法第九十条の四第一項第一号に規定する政令で定める石油化学製品は、<u>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）</u> 第四条各号に掲げる物品とする。</p> <p>3 同 上</p> <p>4 同 上</p> <p>5 同 上</p> <p>一 五 同 上</p>

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
四一・	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナツト若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税定率法別表（以下「関税率表」という。）第四・一項から	平成二三年 四月一日か ら平成二四年 三月三十一 日まで	一三三、九 四 トン（ 全乳換算数 量とし、当 該物品の全 重量のうち に占める乳 脂肪分の割 合に一五・ 一二を乗じ て得た数に 当該物品の 全重量のう ちに占める 無脂乳固形 分の割合に 六・五九を 乗じて得た 数を加えて 得た数を当
一九一・			
一九一・			
二	第四・四項までの物		

現 行

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
四一・	同上	平成二三年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで	同上
一九一・			
一九一・			
二			

<p>四二・ 二二・ 四二・ 一</p>	<p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p>	<p>平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで</p>	<p>七四、九七 三トン</p>	<p>一九一・品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上のものに限る。）、コーヒ、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上のものに限る。）並びに調製食料品（関税率表第二一・六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・五項の物品の含有量が全重量の三 % を超え七 % 以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上のものに限る。）</p> <p>該物品の全重量に乗じて得た数量とする。）</p>
<p>四二・ 二二・ 四二・ 一</p>	<p>同上</p>	<p>平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>	<p>一九一・品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上のものに限る。）</p>

二九	ののうち学校等給食用のもの以外のもの	ののうち学校等給食用のもの以外のもの	ののうち学校等給食用のもの以外のもの
四二・	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	ののうち学校等給食用のもの以外のもの	ののうち学校等給食用のもの以外のもの
四二・	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	無機質を濃縮したホエイ	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも
四二・	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで
四二・	七、二六四トン	一、五トン	四、五、トン

二九	ののうち学校等給食用のもの以外のもの	ののうち学校等給食用のもの以外のもの	ののうち学校等給食用のもの以外のもの
四二・	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	ののうち学校等給食用のもの以外のもの	ののうち学校等給食用のもの以外のもの
四二・	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	無機質を濃縮したホエイ	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも
四二・	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで
四二・	七、二六四トン	一、五トン	四、五、トン

七二三・ 五 七二三・ 三九 七二三・ 三三 七二三・ 三三 七二三・ 一 七二三・ 三三 七二三・ 九	の ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の うち乳幼児用の調製粉乳 の製造に使用するもの ミルクから得たバターそ 他の油脂	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	五、 トン
七二三・ 五 七二三・ 三九 七二三・ 三三 七二三・ 三三 七二三・ 一 七二三・ 三三 七二三・ 九	チーズ及びカードのうち プロセスチーズの原料と して使用するもの	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	六、五、九 トン
七二三・ 五 七二三・ 三九 七二三・ 三三 七二三・ 三三 七二三・ 一 七二三・ 三三 七二三・ 九		平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	五、 トン
七二三・ 五 七二三・ 三九 七二三・ 三三 七二三・ 三三 七二三・ 一 七二三・ 三三 七二三・ 九	同上	平成二二年 一月一日 から平成二 三年三月三 一日まで	七、 トン
七二三・ 五 七二三・ 三九 七二三・ 三三 七二三・ 三三 七二三・ 一 七二三・ 三三 七二三・ 九	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	六、二、四 トン
七二三・ 五 七二三・ 三九 七二三・ 三三 七二三・ 三三 七二三・ 一 七二三・ 三三 七二三・ 九	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	同上

<p>二二二 一一一 二二二 二二二</p>	<p>九 一 二 一 二 一 一 一 一 一 一 一 九 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 八 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）</p>
<p>二二二 一一一 二二二 二二二</p>	<p>（落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）</p>
<p>二二二 一一一 二二二 二二二</p>	<p>から同年九月三日まで 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p>
<p>二二二 一一一 二二二 二二二</p>	<p>七五、トン（むきみ換算数量とし、殻付きのもの、一トンは、殻を除いたもの・七五トンに換算するものとする。）</p>
<p>二二二 一一一 二二二 二二二</p>	<p>同上</p>
<p>二二二 一一一 二二二 二二二</p>	<p>から平成二十三年三月三十一日まで 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p>
<p>二二二 一一一 二二二 二二二</p>	<p>同上</p>

九 九	一一二二・ 二	こんにやく芋（アモルフ オファルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）
一七 三・ 一七 三・ 九	一八六・ 二	糖みつ（砂糖の抽出又は 精製の際に生ずるものに 限る。）のうちアルコー ルの製造用のもの	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	一、 トン
九	一一二二・ 二	ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は 直接包装にしたものに限	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	同上
九	一一二二・ 二	同上	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	同上
九	一一二二・ 二	同上	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	同上
九	一一二二・ 二	同上	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	同上

	調製食用脂のうちその他のもの	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一	七、 四二七 トン	二二 六・	調製食用脂（関税率表第 四・五項の物品の含 有量が全重量の三 %を 超え七 %以下のもの に限る。以下この項に おいて同じ。）のうち ニュー ジランドを原産地と するもの	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	一一、 五五 トン	二二 八・	パイナップルのうち、 気 密容器入りのもので、 容 器とも一つの重量が一 キログラム以下のもの （細片にし、破碎し又 は パルプ状にしたものを 除 く。）	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	四三、 八 トン	九二	トマトピューレー及び ト マトペーストのうち、 ト マトケチャップその他 の トマトソースの製造に 使 用するもの	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	三五、 四 トン		るものとし、砂糖を加 え たものを除く。）のうち 、 チョコレートの製造用 の もの		
--	----------------	----------------------------------	-----------------	----------	--	---	-----------------	----------	---	---	----------------	----	---	---	----------------	--	--	--	--

	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一	同上	二二 八・	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	同上	九二	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	同上	九二	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	三七、 一 トン				
--	----	----------------------------------	----	----------	----	---	----	----	----	---	----	----	----	---	----------------	--	--	--	--

四一	一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生	日まで	平成二三年	二二四、
二	一・	鮮のもの及び塩蔵、乾燥	平成二三年	四月一日か	平方メ
四一	一・	、石灰漬け、酸漬けその	平成二三年	四月一日か	トル
五	一・	他の保存に適する処理を	平成二三年	四月一日か	
四一	一・	したもので、なめし、パ	平成二三年	四月一日か	
九	一・	イチメント仕上げ又はこ	平成二三年	四月一日か	
四一	四・	れら以上の加工をしてな	平成二三年	四月一日か	
四一	四・	いものに限るものとし、	平成二三年	四月一日か	
四一	四・	脱毛してあるかないか又	平成二三年	四月一日か	
四一	四・	はスプリットしてあるか	平成二三年	四月一日か	
四一	四・	ないかを問わない。）の	平成二三年	四月一日か	
四九	四・	うち、クロムなめしのも	平成二三年	四月一日か	
四一	七・	の（なめし過程（前なめ	平成二三年	四月一日か	
一一	七・	しを含む。）中のもの	平成二三年	四月一日か	
四一	七・	うちなめしを終えてない	平成二三年	四月一日か	
一一	七・	もの）及びなめし過程に	平成二三年	四月一日か	
四一	七・	ないもの以外のもの、牛	平成二三年	四月一日か	
一九	七・	又は馬類の動物のなめし	平成二三年	四月一日か	
四一	七・	た皮（なめしたものと及び	平成二三年	四月一日か	
九一	七・	クラストにしたもので、	平成二三年	四月一日か	
四一	七・	これらを超える加工をし	平成二三年	四月一日か	
九二	七・	ておらず、毛が付いてい	平成二三年	四月一日か	
四一	七・	ないものに限るものとし	平成二三年	四月一日か	
九九	七・	、スプリットしてあるか	平成二三年	四月一日か	
九九	七・	ないかを問わない。以下	平成二三年	四月一日か	

四一五・	羊及びやぎのなめした皮 (なめしたものと及びクラ ストにしたもので、これ らを超える加工をしてお らず、毛が付いていない	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	一、七 平	同上	同上
四一六・	この項において同じ。) のうち、染色したもの 以外のもの(クロムなめ しのものを除く。)及び 牛又は馬類の動物の革(な めした又はクラストに した後これらを超える加 工をしたもの(パーチメ ント仕上げをしたものを 除く。)で、毛が付いて いないものに限るものと し、スプリットしてある かないかを問わず、関税 率表第四一・一四項の革 を除く。以下この項にお いて同じ。)のうち、染 着色し又は模様付けした もの以外のもの	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	一、四六六 平	同上	同上
四二二・	同上	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	同上	同上	同上
四二二・	同上	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	同上	同上	同上

四 六 二 六	四 三 三 三		五 一 二	五 一	四 一 一 三 一	ものに限るものとし、ス プリットしてあるかない かを問わない。)のうち 、染色したものと並びに 羊革及びやぎ革(なめし た又はクラストにした後 これらを超える加工をし たもの(パーチメント仕 上げをしたものを除く。)で、毛が付いていない ものに限るものとし、ス プリットしてあるかない かを問わず、関税率表第 四一・一四項の革を除く 。)のうち、染色し又 は模様付けしたもの	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	九二二トン (生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸 ・ 四トンに換 算するもの とする。)
四 六 二 六	四 三 三 三	同上	五 一 二	五 一	四 一 一 三 一	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	九六五トン (生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸 ・ 四トンに換 算するもの とする。)	

九 六四 五・	一 六四 五・	二 六四 四・	一九 六四 四・	六四 四・	九九 六四 三・	九一 六四 三・	五九 六四 三・	六一 六四 三・	六一 六四 三・	六四 三・
<p>甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）</p>										
日まで										

九 六四 五・	一 六四 五・	二 六四 四・	一九 六四 四・	六四 四・	九九 六四 三・	九一 六四 三・	五九 六四 三・	六一 六四 三・	六一 六四 三・	六四 三・
<p>（This section is currently blank in the image, but it follows the same structural layout as the first table.)</p>										
日まで										

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第一条、第三条、第四条関係）			
番号	手続	番号	手続
一 ） 四二	（省略）	一 ） 四二	同上
四一	関税法第六十七条の五（特例輸出貨物の亡失等の届出）において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出	四一	関税法第六十七条の十二（特定輸出貨物の亡失等の届出）において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出
二	関税法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）の規定による承認の申請	四	関税法第六十七条の二第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定による承認の申請（関税法施行令第五十九条の四第一項第四号（輸入申告の手続の特例）に掲げる場合を除く。）
三九	関税法第六十七条の二第二項第一号（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定による承認の申請（関税法施行令第五十九条の四第一項第四号（輸入申告の手続の特例）に掲げる場合を除く。）	三九	関税法第六十七条の二第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定による承認の申請（関税法施行令第五十九条の四第一項第四号（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）に掲げる場合を除く。）

改 正 案	現 行
<p>（輸出取引等の範囲） 第十七条（省 略）</p> <p>2 法第七条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産の譲渡等とする。</p> <p>一 三（省 略）</p> <p>四 外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する外国貨物に係る役務の提供（関税法第二十九条（保税地域の種類）に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域（以下この号において「指定保税地域等」という。））における輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物に係るこれらの役務の提供を含み、同法第三十条第一項第五号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特例輸出貨物に係るこれらの役務の提供にあつては、指定保税地域等及び当該特例輸出貨物の輸出のための船舶又は航空機への積み込みの場所におけるもの並びに指定保税地域等相互間の運送に限る。）</p> <p>五 七（省 略）</p> <p>3（省 略）</p>	<p>（輸出取引等の範囲） 第十七条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>一 三 同 上</p> <p>四 外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する外国貨物に係る役務の提供（関税法第二十九条（保税地域の種類）に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域（以下この号において「指定保税地域等」という。））における輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物に係るこれらの役務の提供を含み、同法第三十条第一項第五号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特例輸出貨物に係るこれらの役務の提供にあつては、指定保税地域等及び当該特例輸出貨物の輸出のための船舶又は航空機への積み込みの場所におけるもの並びに指定保税地域等相互間の運送に限る。）</p> <p>五 七 同 上</p> <p>3 同 上</p>

改 正 案	現 行
<p>（提出書類） 第三条（省 略） 2 （省 略） 3 関税暫定措置法施行令第二十七条第四項及び第二十九条の規定は第一項の書類について、同令第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、同令第二十七条第四項中「証明に係る物品」とあるのは「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と、同令第二十八条中「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合にあつては特例申告とし、当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合にあつては当該蔵入れ申請等とする」と、「原産地証明書」とあるのは「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令第三条第一項又は第二項の書類」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>（提出書類） 第三条 同 上 2 同 上 3 関税暫定措置法施行令第二十七条第四項及び第二十九条の規定は第一項の書類について、同令第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、同令第二十七条第四項中「証明に係る物品」とあるのは「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と、同令第二十八条中「法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合にあつては特例申告とし、当該証明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合にあつては当該蔵入れ申請等とする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

電解二酸化マンガンを対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第九十六号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（提出書類） 第三条（省 略） 2（省 略） 3 関税法施行令第六十一条第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と、「原産地証明書」とあるのは「電解二酸化マンガンを対して課する不当廉売関税に関する政令第三条第一項又は第二項の書類」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>（提出書類） 第三条 同 上 2 同 上 3 関税法施行令第六十一条第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「<u>法</u>第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、<u>法</u>第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等と同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と、「原産地証明書」とあるのは「電解二酸化マンガンを対して課する不当廉売関税に関する政令第三条第一項又は第二項の書類」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>